

第3回富士川水系河川整備計画有識者会議 議事録

【開催概要】

- 日程：令和7年10月7日（火）15：30～17：00
- 会場：山梨県庁防災新館4F 403会議室（WEB併用）
- 出席者：
 - （対面）大槻座長
浅見委員、岡崎委員、清水委員、馬籠委員
 - （WEB）秋山委員、大石委員、風間委員、絹村委員
 - （オブザーバー）静岡県、山梨県

【議事概要】

開会

1. 挨拶
2. 委員紹介
3. 座長挨拶
4. 議事
 - (1) 富士川水系河川整備計画（変更案）について
 - (2) 第2回有識者会議でいただいたご意見について
5. その他
 - (1) 富士川水系河川整備計画変更までの流れについて
6. 閉会

【議事録】

1. 開会

【内藤副所長】

これより第3回富士川水系河川整備計画有識者会議を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日進行を勤めさせていただきます関東地方整備局甲府河川事務所副所長の内藤です。

どうぞよろしくお願ひいたします。着座で失礼いたします。

本日の有識者会議につきましては対面とWebを併用しての開催とさせていただいております。また、本日の報道機関および一般の傍聴につきましては、一名もありませんということをご報告させていただきます。合わせまして、職員による記録撮影の方はさせていただいておりますので、ご了承いただければと思います。それから、本日の資料および議事要旨につきましては、取りまとめの上、後日ホームページにて公表を予定しております。

それでは、配布資料のご確認をさせていただきます。本日使う資料といたしましては、議事次第、それから委員名簿、それから座席表。それから富士川水系河川整備計画有識者会議の規約、それから公開規定、それから傍聴規定をお配りさせていただいている。資料といたしましては、資料1-1 変更原案についていただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方という資料、それから資料1-2 富士川水系河川整備計画の変更案本文になります。それから資料1-3 これが本文の新旧対照表になります。それから資料2で、第2回有識者会議でいただいた意見について、それから資料3 富士川水系河川整備計画変更までの流れについてという資料になります。資料の配布漏れ等ございましたら、事務局の方にお申し出いただければと思います。

2. 挨拶

【内藤副所長】

それでは、議事次第に添いまして「2. 挨拶」に移らせていただきます。

甲府河川国道事務所の草野よりご挨拶させていただきます。

【草野事務所長】

甲府河川国道事務所長の草野でございます。本日は非常にご多忙のところ、第3回富士川水系河川整備計画有識者会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。前回第2回の会議は、整備計画の変更原案をお示しさせていただいたところですけども、その前回の委員会で有識者の皆様方からいただいたご意見や、その後、一般の方々にも意見聴取をしておりますので、その結果を踏まえた変更案を、本日お示しをさせていただきます。引き続き、忌憚のないご意見をいただきまして、より良い河川整備計画にしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ本日はよろしくお願ひいたします。

3. 委員紹介

【内藤副所長】

続きまして議事次第「3. 委員紹介」に移ります。

委員紹介ですが、お手元の委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

まず秋山信彦委員、本日はWEBで出席いただいております。

【秋山委員】

よろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

浅見佳世委員です。

【浅見委員】

浅見です。よろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

大石哲委員です。本日はWEBで出席いただいております。

【大石委員】

大石です。よろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

大槻順朗座長になります。

【大槻座長】

大槻です。よろしくお願ひします。

【内藤副所長】

続きまして、岡崎巧委員です。

【岡崎委員】

よろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

風間ふたば委員です。本日は WEB で出席いただいております。

【風間委員】

風間です。よろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

絹村敏美委員です。本日は WEB で出席いただいております。

【絹村委員】

よろしくお願ひします。

【内藤副所長】

清水一也委員です。

【清水委員】

よろしくお願ひします。

【内藤副所長】

続きまして、馬籠純委員です。

【馬籠委員】

馬籠です。よろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

続きまして、武藤慎一委員ですが本日は欠席となってございます。

続きまして、山内和也委員ですが本日は欠席となってございます。

また、オブザーバーとして、山梨県・静岡県の方にも、出席をいただいております。

4. 座長挨拶

【内藤副所長】

それでは続きまして「4. 座長挨拶」です。

大槻座長、ご挨拶をお願いいたします。

【大槻座長】

座長を仰せつかっております。山梨大学の大槻でございます。

今回、第3回の有識者会議ということとして、先生方や市民の皆さんからいただいた意見をもとに、事務局の方で変更案を策定いただいて、それを今日示していただくという形になります。

今回の第3回の会議が、我々からご提案するようなタイミングとしては最終段階ということになると思いますので、よりしっかりと確認させていただきまして、有意義な議論になればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。

5. 議事

(1) 富士川水系河川整備計画（変更案）について

【内藤副所長】

それでは、議事次第の 5、これから「5. 議事」に入ります。

委員の皆様におかれましては、ご発言にあたりましては座長の指名の後に、所属・お名前を発言いただきてご発言をいただければと思います。また Web 参加の委員の皆様におかれましては、挙手機能でお知らせをいただき、座長の指名の後にご発言をいただければと思います。

それではこれから進行は座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【大槻座長】

それでは、議事次第 5 (1) 「富士川水系河川整備計画（変更案）について」、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

【瀬尾流域治水課長】

甲府河川国道事務所の流域治水課長の瀬尾と申します。よろしくお願ひします。着座にて資料の説明をさせていただきます。資料 1 の方をご説明しますが、本文を画面の方に移しながらお手元できれば資料 1 を見ていただきながらご説明させていただきたいと思います。

資料 1-1 は関係県有識者・流域住民からいただいた意見に対する考え方を示したものになります。資料 1-2、1-3 はご意見を踏まえた整備計画の本文変更案との比較になります。

資料 1-1 でございますが、内容といしましては学識経験を有するもの、関係県、住民の皆様からいただいた意見に対する関東地方整備局の考え方を示しております。できるだけわかりやすく説明する観点から、いただいたご意見については、その論点を体系的に概要として整理した上で、その意見の概要に対する関東地方整備局の考え方を示しております。学識経験者から 27 件、関係県から 3 件、住民の皆様からは 10 名の方から 54 件、公聴会において 1 名の方からご意見をいただいてございます。それでは説明を始めさせていただきます。

まず 2 ページの 6 行目でございます。ここに第二東名高速道路も入れてほしいというお話をございました。橋脚が富士川に入っている橋を主に記載しておりますが、その他の橋については「など」に含まれていると考えてございます。

次でございます。4ページの7行目でございます。「富士川流域の地質ですが、糸魚川・静岡構造線は長方形の囲みで示されていますが、身延のあたりでは分岐する破線に断層名を表示したらどうか」というところでございます。複数の断層がございますので、個々の断層の記載については示してございませんというところでございます。

次、5ページでございます。21行目、「ニホンウナギ、カマキリ（アユカケ）が生息・繁殖しているとありますが、この2種類は河川で産卵してないので、生息・繁殖と書くのであれば、アユを追加してはどうか」というご意見がございました。ご指摘を踏まえまして、アユを追加させていただきました。併せてですね、「ニホンウナギ、カマキリ、アユカケなどの回遊性魚類とありますが、回遊性魚類には、通し回遊とか両側回遊とかあるため、細分化してはどうか」というところがございました。河川水辺の国勢調査というものを我々実施しており、その分類に従いまして。回遊性魚類のままと記載させていただいてございます。

次でございます。治水の沿革のところでございます。「河川整備計画のため、死者数も富士川流域に特化した数にしたらどうか」というところでございます。今記載しているのが、山梨県内では死者115名など、そのような書き方になっているというところでございますが、流域ごとに被害数を集計していないため、山梨県内の被害数を記載しているというところでございます。

次でございます。「2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項の現状と課題」の部分でございます。22ページ5行目です。「9月1日に横川等は特定都市河川に指定されたので、この内容を記載していただきたい」というご意見がございまして、その内容について記載させていただきます。原案の時点だとまだ検討しているという文章だったところでございます。

次でございます。7番目、「2.2 の河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」のところでございます。23ページの25行目でございます。「図7にある放水路の自由水面が存在しているので、発電用水は直接駿河湾に流入しているわけではありませんということと、図に合わせた表現に文章をしておくべきではないでしょうか。発電用水が直接駿河湾に放流されているのであれば、水利権の許可をすることができなくなるのではないか」というご意見がございました。図の放水路は発電用水が流れしており、駿河湾に放流されているため、直接放流されていると記載しているというところでございます。また、水利権は特に問題ないところでございます。

次でございます。「2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題」のところでございます。25ページの13行目のところでございます。「川幅が広いものの、流路幅は狭く、瀬が連続し、明瞭な瀬・淵が少ないというところと、下の方に書いてある水域

では瀬・淵が形成されてというところ、瀬に説明について修正が必要ではないか」というところでございます。上のところを「明瞭な深い淵は少ない」という記載に修正させていただいてございます。

次でございます。26ページの15行目、「回遊性のカマキリ（アユカケ）等の魚類」とあるが、回遊性にも種類があるため、細分化してはどうかというところでございます。ここは回遊性でなくてもいい」というところがございましたので、回遊性を削除させていただいております。

次でございます。資料1の11番目、27ページの8行目になります。「礫河原、砂礫河原が混在している。各々の定義もあいまいであるため、礫河原に統一すべきではないか。」というとご意見がございました、統一させていただきました。

同じ12行目でございます。「連続性の確保として記載されているが、具体的に何を指しているのかと、これでは一般住民にはわかりません。現行計画で指摘されている河川横断工作物の魚道機能不全または未設置による障害が、平成18年以降大きく改善された事実は認められておらず、現在でも明らかに魚類の遡上を阻害し、河川生態に影響を与えてます。これらのことから、横断工作物の課題については削除せず、引き続き記載すべき」というところでございます。新旧対照表を見ていただきまして、79ページでございます。下の方②、「生息及び生育環境の連続性の阻害及び外来種の影響」というところで元の整備計画に記載していたところでございます。この部分については変更案では、「氾濫環境を含む流域全体にあたる生態系ネットワークの形成のため、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場及びその連続性を確保する必要がある」というような書き方にさせていただいているところでございます。ここは横断工作物だけでなく、河道を含め全体の連続性を確保する必要があると考え、このような記載になってございます。具体的なものについては、「4.2 自然環境」で「全区間ににおいてアユ、ウグイ等を含む水生生物が遡上・降下できるよう、施設管理者や関係機関と連携し、生物の移動経路の連続性を確保する」という記載をさせていただいているところでございます。

次でございます。本文に戻りまして28ページの22行目で河川の景観のところでございます。「歴史的施設等は人間がつくってきた文化的景観に含まれる。景観に関する記載の中で、文化遺産といった文言を入れたらどうか」というところで、「文化遺産に関する施設等と一体となった河川景観を後世に継承」ということで、追記させていただいてございます。

次でございます。14番目「2.5 近年の豪雨災害や地震災害等を踏まえた現状と課題」というところでございます。「(1) 流域全体であらゆる関係者で取り組む対策」の中で18行目、「治水に加え、利水・環境も、流域全体であらゆる関係者が尊重しな

がら」というところで、もともと整備と保全は入っておりませんでしたが、そこについて具体的に書いたほうがいいというところがありまして、整備と保全を入れたというところでございます。

次でございます。15番目でございます。33ページのところで「(2) 気候変動の対応策の推進」のところがございます。この中で意見としては、「河川整備計画においても気温上昇の具体的な数値を明記することで将来を見通すための一定の目安となるはずです。変更案にもぜひ明記をしたらどうでしょうか」というところでございますが、「多くの前提条件を含む推計結果の数字を計画本文に記載するということは致しかねます」ということがございまして記載しておりません。なお、降雨については2°C上昇で降雨量を1.1倍としているというところを、第1回の資料で説明させていただいたところでございます。

次でございます。16番でございます。「地震が来ると山中を通って導水管が外れて、山から水を噴き出すリスクがある。複合災害としてこのリスクは乗せるべき」というご意見がございました。複合災害については記載しておりますが、特定の施設の被災に関する記載はいたしませんということで記載をしていないというところでございます。

次でございます。今度は「4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」の部分でございます。40ページの15行目のところでございます。「農業や漁業の持続と生態系保全の両立のため、モニタリングを継続的に実施し、流量の調整に柔軟性を持たせてほしい」というところでございますが、本文の方にもともと、流量の確保にあたっては、流量のモニタリングを継続的に実施し」というふうに記載してございますので、「そのまま記載してございます」という回答になってございます。

40ページでございます。「発電所の取水量が多く、夏季や渇水に河川水が著しく低下している状況がある。発電用取水の流量を調整し、一定の維持流量を確保する明確な数値目標や計画を入れ込むべき」というところでございますが、今回の整備計画の中で当面、この減水区間については、当面の目標と維持流量について記載させていただいたところでございます。

次でございます。「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」の部分でございます。「アユは歴史的に見ても富士川を代表する魚種であり、現在回復傾向にあるものの、いまだアユの生息環境として良好とは言い難い状況が続いていることを踏まえると、これから富士川の河川環境を整備・保全する上でやはり外すことのできない代表魚種と考えます。」というようなご意見と、下にございますが、「富士川らしさでイメージできるのは尺アユや日本三大急流というワードだと思うので、富士川らしさを取

り戻すとともに、環境や教育といった側面から、富士川にはこれから地域振興を担う存在であってほしい」というようなご意見をいただきいてございます。こういったご指摘を踏まえて、「アユが生息しやすい川づくりに活気あふれる魅力的な河川を目指すなど、富士川流域での地域振興を支援する」というところを記載させていただいたところでございます。また、河川区分の代表区間の中にもともとアユっていう言葉を入れてなかったんですが、アユがいる環境もございますので、アユを記載させていただきました。一番下の方の河川環境の目標の中で、「全区間において、アユ・ウグイ等を含む水生生物が遡上・降下できるよう施設管理者や関係機関と連携し、生物の移動経路の連続性を確保とともに生息・繁殖の場の質の向上を図る」という形で記載させていただいたところでございます。

次 21 番目でございます。43 ページです。「定量目標は下流部の礫河原のみの設定であり、今後さらに各種環境項目の定量目標を各流域で設定していただくことが望まれる」というところでございます。今回は代表区間を目標に環境全体の底上げを図ることを、基本的な考え方をさせていただいているというところでございます。

続きまして同じ 43 ページの 10 行目のところでございます。「ミナミメダカは流れの速い笛吹川本川に生息していないのではないか」というようなご意見がございました。基本的に水辺の国勢調査の結果を元に確認されている種を記載しているというところでございます。

次でございます。同じ 43 ページの 14 行目でございます。「アユ、ウグイ等の回遊魚が遡上及び降下できるよう施設管理者や関係機関と連携し、移動経路を確保する必要がある」と記載あるが、魚以外の移動も考えられるから記載してほしい。」というところで、「アユ・ウグイ等を含む水生生物」という記載に変更させていただいているところでございます。

次でございます。43 ページの 23 行目から河川利用について記載してございますが、「富士川の殆どの進入口に国交省によりポールが設置され、車による水辺までのアプローチが困難。水辺に近づきやすいかわづくりにしてほしい。」というところでございます。「人と河川との豊かなふれあいの確保については、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した河川空間の形成を推進する」ということで記載させていただいているところでございます。また、資料にはないのですが、52 ページの「(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」のなかで、「人と河川との豊かなふれあいの確保については、自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施する。」というような記載をさせていただいているところでございます。

次でございます。「5 河川の整備の実施に関する事項」に入ります。「5.1 河川の工事の目的、5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」のところでございます。45 ページ 8 行目。「洪水がなくても河床が動くため、川のあり方を考慮しながら整備を進めることが重要である」というようなご意見いただきまして、土砂動態を把握し、現況河道を評価した上でというところで、整備の実施の条件を記載してございます。

次でございます。「(1) 流下能力を確保のための対策」。46 ページでございます。「河道掘削によって安全流下させることができることを、流域市町村や広く県民にもご理解いただくためには、もう少し詳細な説明を別途いただく必要があると考えてございます」というご意見ございました。「今後、河道掘削の詳細について検討し、流域住民の皆さんに、整備内容等を示させていただく」というところで示させていただきたいと思ってございます。

次でございます。46 ページ 19 行目でございます。「掘削にあたっては、取水施設にも考慮することを明記にしていただきたい」というご意見ございました。ご指摘を踏まえ、「既設の橋梁や護岸、取水施設等に配慮する」という記載をさせていただきました。

次でございます。47 ページ 1 行目でございます。「流路に関わる施工に関し、濁水発生の防止について、整備計画上でも『良好な環境の保全』という抽象的な表現に加え『施工に伴う濁水発生の抑止に努める』等の記載をしてほしい」というご意見がございました。ご指摘を踏まえ、「工事の実施に当たっては濁水の防止に努める」というふうに記載させていただきました。

次でございます。危機管理対策のところでございます。記載が間違っております、49 ページの 14 行目のところでございます。「情報網整備についての記載の中で、情報の伝達先を関係機関としているが、情報の種類によっては一般住民への公開を進めるべきと考えるが如何か」というところでございます。ここは「光ファイバーネット等を通じて関係機関へ伝達し」という形にしてございます。いただいたご意見に関しては、62 ページの 13 行目、ここですね、洪水による河川水位の上昇、津波高潮による海平面の上昇等を住民に提供する旨、記載させていただいているというところでございます。

次でございます。資料 1 の 6 ページになります。30 番目、「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」でございます。「河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要するとあるが、『直ちにその効果が発現せず環境の形成』の意味が分からぬいため、説明を書いてほしい。」というところで、ご指摘を踏まえまして、「河川環境は工事の実施後ただちに回復せず、それに時間を要す

る」という記載に修正させていただいているところでございます。同様の記載を「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」の 2カ所において実施させていただきます。

次でございます。「(2) 動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出」というところでございます。「河床環境を改変させないために、河積確保のための土砂撤去及び砂利採取において『粒径組成が変わらないよう、配意する』、『玉石の保全に努める』等、治水安全度向上と共に河川環境の保全を目指すことの記載を追加すべき」というようなご意見がございました。同じですが、「水生生物の生息環境保全のために『流路形状の保全と掘削による玉石搬出の抑制』や『河道掘削後に巨礫を残すなど』記載してほしい。」というところがございました。こういったご意見を踏まえて、「河道掘削などを行う上では、瀬や淵等現状の流路の形状の保全に努め、河道形状の工夫や、発生した巨礫や玉石を可能な限り再配置する」という記載をさせていただきました。

次でございます。33 番になります。50 ページのところでございます。「エコトーンではきちんと説明しないと汽水域のイメージがあるので、『冠水頻度に応じた』のほうが良い」というところでご指摘を踏まえて、冠水頻度に応じたという記載にさせていただいているところでございます。

次でございます。51 ページ 15 行目でございます。「『瀬・淵の環境に留意し、保全・創出を図ってく』を『瀬・淵の環境に留意し、保全・創出を図っていく』としたらどうか」というようなご意見がございました。ご指摘を踏まえて、「瀬・淵の環境に留意し、保全・創出を図っていく」に修正しているところでございます。

次でございます。50 ページのところでございます。全般ですが、「創出とは『新たに作り出す』の意で、都市河川で河川敷を公園河川利用する等、従前ない環境を人為的に作り出す場合に用います。しかし、富士川における本計画の趣旨は、環境の『保全』又は『復元』であることから考え、『創出』は不適当であり、文言を修正すべきです。他の整備計画との整合性から修正しない場合であっても、『創出』を用いるのであれば、新たな環境は新たな外来生物の定着を誘発する可能性が高いことを踏まえ、その配慮について記すべきです。」というご意見がございました。基本的には保全・創出という書き方をさせていただいているところでございますが、「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」のところで、配慮事項を記載させていただいたというところでございます。

次でございます。「(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」でございます。「水辺拠点や親水空間を整備し、住民が川に親しみを持つことが、防災意識と自然保全の両立につながると考えます。」というご意見をさせていただきます。

「人と河川との豊かな触れ合いの確保については、自然との触れ合いやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し、実施する」というふうに記載させていただいているところでございます。

次に 7 ページでございます。「5.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所」でございます。「洪水がなくても河床が動くため、順応的管理が必要である」というご意見をいただいているところでございます。河川の整備については順応的な管理が必要でございますので、順応的な管理を追加させていただきました。

38 番目、53 ページ、18 行目でございます。「河道計画と記載があるが、河道計画とは河川整備計画を指しているのか? そうでないのであれば、書き方を修正した方が良いのでは?」というところでございます。ご指摘を踏まえまして、整備内容を見直すというところで、文章を直させていただいているところでございます。

次でございます。同じ 53 ページの 22 行目、「『デジタルトランスフォーメーションを推進し』とあるが、具体例を追加してほしい」という意見がありました。三次元管内図データの活用など具体例を追加させていただいているところでございます。

次でございます。同じ 53 ページ 25 行目。「『これらの実施に当たっては、動植物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を図る』とありますが、どのような動植物を対象としているのか明記してほしい」というところで、「その場に適した生態系の保全・創出を図る」という記載をさせていただいたところでございます。

次でございます。58 ページの 8、「5.2.1 洪水高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項」というところでございまして、「(6) 河川における基礎的な調査及び研究」というところでございます。「総合的に管理していくため」というところで同じような文章が上下に書いてあったところを統合させていただきまして、「今後の気候変動や影響に伴う水害の頻発化、激甚化や渇水の頻発化、長期化、深刻化、様々な事象まで想定し、追加で調査が必要な項目として、流域の降雨量や降雪、融雪量、時間、降雨の時間分布、地域との分布等のモニタリングを実施する」というところを記載させてございます。下に書いてあったのが、上に来たというところでございます。

次でございます。42 番。「7) 水害リスクの評価、水害リスクの情報の共有」でございます。「水害リスク情報を不動産業界とも共有するため、具体的な取り組みを記載してほしい」というところでございます。床上浸水と災害頻度に関わるリスクの有無など、水害リスクを評価し、地方公共団体、企業及び住民等とホームページ等を通じての「ホームページ等を通じて」の部分が追加になっているというところでございます。

次でございます。65ページ1行目でございます。「過去の洪水被害の記録を計画に追記されたことは大変有意義です。これを単なる歴史資料にせず、防災教育に活かして地域に伝えていく仕組みを計画に盛り込んでいただきたいです」とご意見がございました。ご指摘を踏まえまして、「出前講座等を活用しながら、過去の洪水による被害を踏まえて水害リスク等の防災知識の普及に努める」ということで記載しました。

同じ65ページ3行目、「気候変動による洪水リスクの増大に対応するための見直しを評価いたします。その上で、避難計画や地域の防災訓練と連動する施策を進め、計画が住民の日常生活に活かされるよう望みます。」というところで、ここはもともと「住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進する」と記載をさせていただいているところでございます。

次でございます。「5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」というところでございます。「『水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。』と記載されているが、水利使用許可を行う河川管理者としては『河川整備基本方針で定められた流水の正常な機能の維持を図るため、利用の適正化を図る』ことが、整備計画の基本方針であると考えますので、『水利の実態に合わせた』の文言の記載については検討すべき必要があります。」と。もともと適正についていうところが強めで我々は考えてたんですが、ご指摘を踏まえまして、「水利の実態を踏まえ、適正に見直しを行う」と、語順の変更させていただいたところでございます。

次でございます。「維持流量の、いち早い履行を強く希望する。水利権更新時や中期目標に囚われることなく、整備基本方針で定められた維持流量を確保するよう、水利使用者との協議を早急に進めていただきたい」というところでございます。ここで「早期に確保すべく」というところを追加させていただいたところでございます。

次でございます。「維持流量及びその中期目標をいつまでにどの程度達成するのかが明記されていません」というところがございます。今後についても同じでございます。早期に確保すべきというところで、「関係機関と協力しながら、流量確保に向けた取り組みを行っていく」という記載にさせていただいてございます。

次、48番目でございます。「早期に正常流量を決定し、実施に向けたタイムスケジュールを公表してほしい」というご意見がございました。正常流量というものが流水の正常な機能を維持するために必要な流量を略して、正常流量でございますので、これについては記載させていただいているというところでございます。

次でございます。67ページの1行目。「気候変動による渇水期の河川流量減少リスクも対応した計画を盛り込んでほしい」というところでございます。渇水対応については「異常渇水を含め渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する協

議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行う」とさせていただいているところでございます。

次でございます。50番目「5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」、「(2) 自然環境の保全」でございます。河川環境は先ほどのものと一緒にございます。同じような文言がございますので直してございます。「河川環境は、工事等の実施後直ちに回復せず、それに時間を要する」というところで記載してございます。

68ページの15行目「『アユ・ウグイ等の回遊魚は遡上・降下できるよう』という記載があるが、魚以外の移動も考えられるから記載してほしい」というところで、アユ・ウグイ等を含む水生生物というふうに修正させていただきました。

次でございます。68ページの21行目。「外来生物や特定外来生物は河川内だけでなく周辺域とも連続しています。したがって、『外来生物や特定外来生物の駆除や監視は、河川内のみではなく連続する河川周辺域にも留意し、必要に応じて関係機関や市民とも連携して良好な河川環境の創出と維持に努める』のような意味の文言がこの場所かどこかにいれていただけるとよいかと思います。」というご意見がございまして、ご意見を踏まえまして「外来生物や特定外来生物の駆除や監視は、河川内のみではなく連続する河川周辺地域にも留意し、必要に応じて関係機関や市民とも連携して良好な河川環境の創出と維持に努める」という記載にさせていただきました。

53番目、59ページ、15行目でございます。「歴史的治水施設等は人間がつくってきた文化的景観に含まれる。景観に関する記載の中で、文化遺産といった文言を入れるべきである」というところでございます。ご指摘を踏まえて、「歴史的治水施設による文化的景観など優れた河川景観を有している」という記載をさせていただきました。

次でございます。環境教育の推進でございます。69ページ20行目「富士川流域の豊かな自然環境は子どもたちへの贈り物です。外来種対策を進めると同時に、地域住民や学校と連携して『川の学びの場』を増やし、自然を守る意識を育ててほしいです」というご意見がございました。「環境教育や自然体験活動等への取組について、河川協力団体、市民団体、地域の教育委員会、学校や民間企業等、関係機関と連携し、推進する」という記載をさせていただいているところでございます。

次でございます。「6.その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」。流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体を取り組む対策というところでございます。ご意見として「霞堤は重要です。連続堤も重要ですけども、霞堤も重要です。今年の9月に横川他4河川が山梨県では指定されて、流域治水や総合治水は一生懸命、県ではやってます。だから国でも、流域治水など総合治水的に是非頑張ってほ

しいと思います」というご意見がございました。ここに「霞堤等の既存施設を活用した取組など、流域治水・水利用・流域環境間で利益相反する課題について調整を進める」と記載させていただいてございます。

次でございます。「6.2 総合的な土砂管理」のところでございます。「『濁水の長期化』が課題としてあげられているが、その後の目標や留意事項等では全く触れられていません。課題は解決していないので記載の必要があると考えます。」というところでございます。ご指摘を踏まえて「濁水の状況把握」というところを記載しました。

流域住民の関係機関との連携共同でございます。「関係機関が集まる富士川の未来に向けた前向きな話し合いの場が必要だと思う」ということでございます。これも「河川協力団体、地域住民、関係機関及び民間企業等と一体となった協働作業による河川の整備・維持管理等を推進する」というふうに記載させていただいたところでございます。

次でございます。72 ページの 1 行目、「今後さらに広報活動にも力を入れてほしい」ということがございました。ご指摘を踏まえ、「河川に関する情報を流域住民に幅広く積極的に提供、共有する」を追記いたしました。

59 番目でございます。「河川は野生動物が街と山を行き来するバイパスのような通行帯となります。山の野生動物（鹿、サル、熊、狸等）が街に現れ社会問題となっており、野生動物の対策なども考慮してほしい」というところでございました。ご指摘を踏まえて、同じところに「外来生物や野生動物等の対策への協力をを行う」というところを記載させていただいているところでございます。

次でございます。「6.4 治水技術の伝承の取り組み」でございます。「粗朶沈床等の伝統的手法も一部取り入れることを検討していただきたい」というところでございます。ご意見を踏まえて、「伝統的治水工法の意義を学び、後世に継承する」と、治水施設だけではなく、治水工法も追加させていただいたというところでございます。

本文に記載させていただいたのは以上でございまして、その他 10 ページ以降、たくさんのご意見をいただいているところでございますが、これについては、今後の河川行政の参考にさせていただきたいと思ってございます。資料 1 の説明については以上になります。

【大槻座長】

はい、事務局より「富士川水系河川整備計画（変更案）について」説明をいただきました。

それでは、どなたからでも結構ですので、挙手の上ご発言いただきたいと思います。事務局からは必要に応じてお答えください。

【絹村委員】

2点あります。1点目は、重箱の隅のような話で誠に恐縮なんすけれども、「保全創出を図ってく」を「保全創出を図ってゆく」というように直された51ページのところですけども、他の同じ流れのところを見ますと、「図っていく」となっていますので「い」とした方がいいのかなというところが1点でございます。

それからもう1点ですけれども、文言そのものの話ではないですけれど、66ページのあたりに、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項というところでございます。当然ですね、維持流量の確保というのは重要なことで早くやるべきだということは重々承知しておりますが、その中で、やはり利水者もおりますので、その辺の調整については、しっかり利水の状況の確認や調整をしっかりしていただきたい。特に、以前も申しましたが、農業用水につきましては、近年、渴水が増えたり、また渴水時期が長期化していると、それから高温によりまして用水手当が今まで以上に必要になっているというような状況もあります。農家の方も今困っている。水がないと作物が枯れてしまいます。そうしますと農家の方の死活問題ということもありますので、その辺の利水者のご理解を得るということも、ぜひ進めていただきながら、できるだけ早くは当然ではありますけども、そういうこともした上での進捗ということに努めていただけるように、ぜひお願いしたいというところでございます。

【大槻座長】

事務局の方からご説明をお願いします。

【瀬尾流域治水課長】

1つ目については、他のページにおきましても「図っていく」と記載してございますので、「図っていく」とさせていただきたいと思います。この資料の方が間違ってまして、「ゆ」ではなく「い」と修正したいと思います。お願いします。

もう1つの、利水者ともというところでございますが、同じ本文の67ページのところにも、「流域総合水管理の一環として、流域のあらゆる関係者と協働して、合理的な水利用の促進と流域の貯留・涵養機能の維持及び向上のための取組を推進する。」と記載してございまして、ご指摘については、今後の参考にさせていただいて、取組を進めていきたいと考えてございます。以上です。

【大槻座長】

その他いかがでしょうか？

それでは私の方から、修正でいうと、番号の 37 番ですね。

修正文の維持管理対策ということですけど、おそらく維持管理と対策は一緒のものではなくて、別のものだと思って中点を入れたほうがよろしいのかと思います。

それから 36 番ですけれども、ここの修正案のところの「環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施する」とありますが、これは、場の整備はするけれども、他のことはしないというふうに読めなくはないので、この「等」の位置を「環境の場の整備等」と後ろに持ってくる方がよろしいのではないかと思いました。私の方で気づいたところは以上になります。ご回答いただければと思います。

【瀬尾流域治水課長】

はい、ありがとうございます。維持管理と対策は別の内容だということで、ご意見いただきましたので、確認して修正可能であれば修正していきたいと思います。

それと、36 番は特に問題ないかと思いますので、修正したいと思います。

【大槻座長】

ご回答ありがとうございました。他はいかがでしょうか？

では、ご意見は出尽くしたようなので、次に進みたいと思います。

(2) 富士川水系河川整備計画（変更案）について

【大槻座長】

それでは、議事次第の 5 (2) 「第 2 回有識者会議でいただいた意見について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【瀬尾流域治水課長】

はい、続きまして資料 2 でございます。

1 番については、「河道掘削に当たっては、取水施設にも配慮することを明記していただきたい。」2 番につきましては、「水害リスク情報を不動産業界とも共有するための具体的な取組を記載してほしい。」3 番につきましては「大きな出水がきても自然環境が何か所か残りうる形状にできたのか、1 回工事をした場所でモニタリングして、その結果をフィードバックしていくということを追加してほしい。」4 番については「「デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し」とあるが、具体例を追加してほしい。」というところでございます。ここにつきましては、先ほどの資料 1 の方で整備計画の本文に記載させていただいたというところでございます。1 については「良好な河川環境の保全と創出や季節の橋梁や護岸、取水施設等にも配慮する」と記載させていただきました。2 番については、「ホームページ等を通じて」と追記させていただいたところでございます。3 番目については、「工事や外来種対策などの実施前後に河川環境のモニタリングを実施し、生息場と生物の利用状況を踏まえて順応的な管理を行う。さらに、河道掘削・順応的管理等で得られた知見を踏まえて、他の区間の施工に反映していく。」と記載させていただいたところでございます。4 番目につきましては、ご指摘を踏まえ、「三次元地形データの活用」を記載させていただいたところでございます。

5 番目でございます。前回ですね、資料の河道掘削のやり方のところが非常に多くございました。「河道掘削により礫河原の植生や礫河原に生きる生き物の場が残るのか、ほとんど大半が河道掘削になるのか、それとも、ちょっとずつ残っていくのか教えてほしい。」、「富士川の特徴である礫河原を残したいと記載しながらも、エコトーンも作りますというような記載になっている。エコトーンの部分が強調されているようなので、書き方を工夫する必要がある。」、「富士川の横断形状や植生を踏まえた望ましい断面図を作っていく必要がある。」、「基本方針河道が水平掘削となっており、誤解を招くことが懸念されるので修正してほしい。」というようなご意見がございました。そちらを踏まえまして、資料 2 ページ目でございます。動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出という資料を修正させていただいているところでございます。○の部分は本文にも記載させていただいてございますが、「河道掘削など

を行う上では、瀬や淵等現状の流路の形状の保全に努め、河道形状の工夫や、発生した巨礫や玉石を可能な限り再配置し、水域も含めた動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図る。」、「川幅が広い区間においては水際形状を工夫して、冠水頻度に応じた多様な生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図る。」、「ハリエンジュやアレチウリ等の外来生物や特定外来生物の駆除を行う。」というようなことで記載させていただいているところでございます。下図でございますが、こういうところに留意するといったことで矢印を入れさせていただいているところでございます。

「出水規模に応じた冠水頻度の異なる礫河原」や「湾曲部に形成される瀬・淵環境」、また、「礫河原後背地に草地環境やヤナギ林が連続的に成立する遷移帶」というようなところを書かせていただいて、こういったところが、本文の中には現況の河道形状に当たるというふうに思っているところでございます。真ん中のところにありますが、川幅が広い区間では、水際形状を工夫して、冠水頻度に応じた多様な生物の生息・生育・繁殖の場を保全・創出を行いたいと考えてございます。右側に移りますが、巨礫や玉石を可能な限り再配置し、多様な流速の場を創出し魚類の休息場や隠れ場を保全・創出していきたいと考えてございます。例として、投入した巨礫や玉石の例を入れさせていただいているというところでございます。下に横断図を入れさせていただいてございますが、そういったところも踏まえながら、河道掘削と併せた外来種の駆除を行い、高水敷の広範な切り下げにより冠水頻度を高め、河川の営力により礫河原植生が生育する大規模な礫河原を保全・創出したいと考えてございます。また、近隣の良好な環境が維持されている区間を参考に河床勾配を設定したいと考えてございます。右側に移りますが、現況の縦断形状が良好な時には河床形態等を変更しないように、みお筋や河床は可能な限り保全し連続する瀬淵等の良好な水域環境を保全・創出したいと考えてございます。また当然ですが、利水や魚類等に必要な水位の確保を図っていきたいと考えてございます。

1ページ目に戻っていただいて、9番の水害リスクの図の見方が非常に難しいというところでございます。「想定最大規模では決壊箇所以外からも越水しており、正確には、堤内地盤よりも河道水位が低いので、水が溢れないという意味であるため、付属資料などに着ける場合は取り扱いに注視した方がよい。」というところでございます。ご指摘を踏まえまして、3ページに記載しておりますが、水害リスクの見方が難しいというところもございまして、決壊も決壊想定箇所というところの中でシミュレーションですよというところを入れ込んでおりまして、上流で越水する場合は越水による流量低下を見込んでいること、浸水深3mは1階の居室が概ね水没する水深ですということ、本検討は暫定値ですということを追記させていただいたところでございま

す。1枚目が富士川の下流部で2枚目が笛吹川というところでございます。以上で資料2の説明を終わります。

【大槻座長】

第2回有識者会議でいただいた意見について説明がございました。

どなたからでも結構ですので、発言よろしくお願ひします。

では、私から、2ページ目の上の2つ目の丸の表記です、「水際形状」というのが少し引っかかるのですが、掘削するのは、水際だけではなく断面のかなり広い範囲になってくるので、水際という言葉をとって、例えば、「横断形状を工夫して」等の形にされた方がいいのではないかと思いました。

それからですね、中ほどの四角柱の巨礫の投入の部分なんですけれども、上の方では、発生した巨礫や玉石を可能な限り再配置するとなつていて、掘削したものについて再配置するという意味になつてゐるんですけど、ここだけ取り出してしまうと、この意味がなくなつていて、不思議な感じがします。再配置をすることが最初に来てるのではなく、本当は、保全することが大事で、その巨礫をなるべく取らずに、掘削する場合は再配置する。そういうニュアンスになつてゐるべきだと思いました。

それから、これは以前確認したかもしれませんけど、3ページ目の想定被害曲線のところですけれども、かなり被害額が、現況河道の計画規模で想定被害額が10,000億円を超えてるので、感覚的にはかなり多いと思うので数字があつてあるかどうかを確認されたほうがいいのかなと思いました。以上です。

【瀬尾流域治水課長】

はい、ご意見ありがとうございます。

横断形状のところの「水際形状を工夫して」というところは、当然水際だけじゃないというところはございますので、ご指摘の通りで修正したいと思います。本文の方にも記載があれば、そのところも合わせて修正したいというところでございます。資料のところも、発生したというところが重要というところがございますので、この部分はですね、河道掘削時に発生した等という文章を出した方がよろしいでしょうか？

【大槻座長】

私の提案としては、巨礫や玉石を可能な限り保全または存置・再配置というように保全というのを、「可能な限り」の後に入れるというのが提案です。ただし、他との整合もあると思いますので、そこはご検討いただければと思います。

【瀬尾流域治水課長】

はい、ご指摘の部分に関しては、確認してそこの資料の部分は修正させていただきたいというふうに思います。最後、3ページの想定被害額の単位ですが、誤りではないということでございます。

【浅見委員】

はい、横断図の修正ありがとうございます。だいぶ現実に沿ったものに分かりやすくなつたと思います。この2ページの方なんですが、若干用語の使い方について、あるいはこちらで使っていらっしゃる礫河原の定義について少しだけ意見を申し上げたいと思います。

まず、あの礫河原というこの真ん中の図ですね。黒四角の点が入つた真ん中の図なのですが、礫河原のところに「(カワラヨモギーカワラハハコ群落が生育する環境)」とありますて、植生がついているだけじゃなくて、おそらくここで言いたいのは、礫河原はそういうカワラハハコが生育する立地と自然裸地まで含めて礫河原とされているはずですので、「自然裸地およびカワラヨモギーカワラハハコ群落が」と書かれた方がいいかなと。植生の場合は生育とは言わずに成立するといいますので、ちょっと細かいところで申し訳ないので、こちら成立と。

下に行きまして、下から2つ目の青い四角で囲まれた、河道掘削と併せた外来種の駆除を行う。その次ですが、こちらも礫河原植生としてカワラヨモギーカワラハハコ群落と書かれているんですが、こちらの原案の方ですと、礫河原植生という言葉が使われてなくて、河原植生という風な形にもなつてるので、その辺の統一がというのも一つは、やはりこちらにもしっかりと自然裸地および~植生が成立するというふうに書いていただいた方がいいかなというふうに思います。

それからこちら群落名カワラヨモギーカワラハハコ群落と書かれているのに対して、本文の方、ちょっと本文にもどつてよろしいでしょうか?26ページ原案資料を見ていただきますと5行目のところで「礫河原では~鳥類が生息・繁殖し、植物が生育・繁殖している」とあるのですが、やはりここは動植物の生育・生息の基盤となる植生をまず出された方がいいかと。礫河原では自然裸地と~植生を含む、ここで礫河原植生とするのか、カワラヨモギーカワラハハコ群落とするのか、ちょっと迷うところではありますが、を含む植生が成立し、とした方がいいかなと。で、カワラハハコなどの河原植物が生育・繁殖していると。だから礫河原では、自然裸地とカワラヨモギーカワラハハコ群落が成立し、の後にイカルチドリと続けた方がいいかなと思います。まず植生で何が成立しているのか。そして、15行目から16行目にかけて、河口

ではハマゴウ等の植物がと書かれてるんですが、こちらも一緒で、河口では、特定名が入ればいいんですが、入れないとすれば、河口では、ハマゴウに代表される海浜植物が生育・繁殖しているとすると、植生と植物をしっかりととかき分けることができて、目標が明確になるんじゃないかなと思います。

【大槻座長】

はい、では、ご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

【瀬尾流域治水課長】

はい、資料の方ですね。礫河原、黒四角の真ん中の青い枠のところで、自然裸地も含んでございますので、礫河原については、自然裸地およびカワラヨモギーカワラハコ群落が成立する環境というふうに直させていただきたいと思っております。

あわせまして、下の青四角のところも礫河原（自然裸地およびカワラヨモギーカワラハコ群落）が成立するというような書き方をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして本文の方ですが、現状と課題のところは一般的に書いてあるというところがございまして、41ページのところに礫河原のところで、自然裸地及び礫河原植物帶って書かせていただいたんですが、こういったところで定義づけをしていきたいなというふうに思っているのですが。

【浅見委員】

どこかで定義が必要だと思ってましたので、こちらで礫河原植物帶、植物帶とするかな。定義があって、植物とそれから自然裸地が両方含むんだということが明記されていれば、それで問題ありません。

【大槻座長】

早い段階でその礫河原っていうのはこういうものだっていうのはわかるようになっていた方がいいですね。今、41ページに書いた内容が26ページ目にそれがはっきりわかるような文章になっていた方が自然といえば自然でしょう。その辺の細かい部分については、最終的にはお預かりする形になろうかと。

そのほかの点につきましてはいかがでしょうか？

それでは、ご意見が出尽くしたという状況かと思います。

これまで3回にわたって有識者会議をしてまいりまして、委員の皆様からは多くの貴重なご意見をいただきました。有識者会議としては、意見は出尽くしたと思いま

す。先ほどございましたけれども、一部文章につきましては、修正可能な範囲で検討させていただいて、最終的に座長として、私の方で確認させていただくことで、整備計画の変更に向けて手続きを進めていただければと思います。

改めまして、委員の皆様に、ご異議はありませんでしょうか。

ありがとうございました。異議なしということで承りました。

これを持ちまして議事を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。

6. その他

(1) 富士川水系河川整備計画変更までの流れについて

【内藤副所長】

大槻座長、議事進行の方ありがとうございました。

続きまして、「6. その他」について、事務局から説明の方お願ひいたします。

【瀬尾流域治水課長】

資料 3 でございます。

本日有識者会議の方でも、概ねご要望はいただいたというところで、富士川水系河川整備計画変更案、令和 7 年 10 月 7 日というところになりますが、この後ですね、関係県知事からの意見聴取、関係省庁との協議を踏まえまして、整備計画の変更手続きを進めていきたいと思います。以上です。

【内藤副所長】

資料 3 について、何かご質問等あれば、よろしくお願ひします。

【内藤副所長】

そうしましたら、本日いただいたご意見につきましては、この後修正等を検討させていただきまして、座長と詰めさせていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

本日の議事録につきましては、公開規定に基づきまして、委員の皆様に内容をご確認いただいたのちに、関東地方整備局のホームページにおいて一般に公開をさせていただければと思います。

7. 閉会

【内藤副所長】

そうしましたら、最後に事務所長の草野より皆様に御礼申し上げます。

【草野事務所長】

3回にわたるご議論、誠にありがとうございました。今後、整備計画変更の手続きを進めてまいりますけども、我々大事だと思ってますのは、計画を策定することが目的ではなくて、この計画を踏まえて、しっかり整備や管理をやっていくということが重要だと思ってございます。また、整備と管理の段階になりましたら、有識者の皆様に様々な場面を通じましてご助言をいただくこともあろうかと思ひますので、引き続き、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。本日は誠にありがとうございました。

【内藤副所長】

これをもちまして、第3回富士川水系河川整備計画有識者会議を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。